

## 山口市出産祝金条例

平成19年3月20日

条例第11号

### (目的)

第1条 この条例は、新生児の出産に対し、出産祝金を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、市の活性化と児童の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「支給対象児」とは、新生児をいう。

### (受給資格)

第3条 出産祝金は、支給対象児の出産時に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき市の住民基本台帳に記録されている者で、現に市内に居住し、出産後も市内に住所を有する意思がある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者が、支給対象児を出産(死産を除く。)したときに支給する。ただし、保護者及び同居の親族の市税、国民健康保険税その他市の収入に係る滞納があるときは、支給しない。

- (1) 支給対象児の出産日において、市内に住所を有する期間が連続して1年を経過している者
- (2) 支給対象児の出産日以後において、市内に住所を有することとなった日から起算して引き続き1年を経過した者

### (出産祝金の額)

第4条 出産祝金の額は、支給対象児1人につき次の各号に定める額とする。

- (1) 第1子及び第2子の新生児 10万円
- (2) 第1子及び第2子又はこれらと同等の者を現に養育又は監護し、更に3番目以降に生まれた新生児 20万円

### (申請及び決定)

第5条 出産祝金の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない

い。

- 2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに調査、決定し、出産祝金を支給するものとする。

(出産祝金の申請期間)

第6条 出産祝金の申請期間は、支給対象児の出産日から3箇月以内とする。ただし、第3条第2号に該当する者は、市内に住所を有する期間が連続して1年を経過した日から3箇月以内かつ出産日から15箇月以内とする。

(出産祝金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段によって出産祝金の支給を受けた者があるときは、その者が既に受けた金額の全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。  
(経過措置)
- 2 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成される者の、改正後の山口市出産祝金条例第3条の規定の適用については、この条例の施行の日前に外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項又は第8条第6項の規定により市の外国人登録原票に登録されていた期間を市の住民基本台帳に記録されていた期間とみなす。

附 則 (平成28年3月18日条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。